

# あおもり建設産業振興指針2021

～地域と人財の守り手としての使命感を持ち、変革し続ける建設産業～

(案)

2021年 月

青森県 県土整備部

# 目 次

<b>1 はじめに</b>	
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画期間	2
(3) 指針に基づく取組の推進	2
(4) 策定方法	2
(5) 評価と改訂	2
<b>2 建設産業の活躍</b>	3
<b>3 建設産業を取り巻く情勢</b>	
(1) 建設業の現状	4
(2) 関連する県計画の概要	18
(3) 建設産業に関する国の動き	20
<b>4 建設産業の課題</b>	
課題1 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進	24
課題2 生産性の向上	24
課題3 地域の守り手としての体制確保	24
課題4 健全な受注環境と安定的経営の実現	25
<b>5 建設産業が目指すべき姿</b>	26
<b>6 目指すべき姿を実現していくための施策体系と数値目標</b>	
(1) 施策体系	27
(2) 数値目標	28
<b>7 取組施策</b>	
施策I 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進	
1 若者や女性などの入職・定着促進	29
2 働き方改革の推進	29
施策II 生産性の向上	
1 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	32
2 人財の活用	32
施策III 地域の守り手としての体制確保	
1 自然災害への対応	33
2 維持管理への対応	33
施策IV 健全な受注環境と安定的経営の実現	
1 適正な利潤確保	34
2 産業構造の健全化	34
3 経営の安定化	34
<b>参考資料 青森県建設産業ビジョン検討会議</b>	36

# 1 はじめに

## (1) 策定の趣旨

青森県では、「青森県建設産業ビジョン」(平成15年3月)及び同ビジョン実現に向けた行動計画として「青森県建設産業アクションプラン」(平成16年3月)を策定し、本県の建設産業の振興に取り組んできました。

その後、本県の建設投資額の減少傾向が続く状況を受け、新分野事業への進出による経営基盤強化などを柱とする「青森県建設産業振興指針2011(以下「指針2011」という。)」(平成23年3月)を策定し、本県の建設産業が進むべき新たな将来像を掲げ、その実現に向けて取組を進めてきました。

指針2011の策定以降、全国的には震災復興や東京オリンピック・パラリンピックの開催、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などによる建設需要の一時的な増大はありましたが、近年、本県の建設投資額は平成7年度のピーク時のおよそ半分程度で推移しています。そのような中においても、本県の建設企業の年間倒産件数は、2011年から大幅に減少していることなどから、指針2011が示す将来ビジョンと取組には一定の成果があったものと評価しています。

現在、新型コロナウイルス感染症により我が国の社会、経済は大きな打撃を被っていますが、このコロナ禍においても建設産業は現場を稼働することによって、地域の安全・安心と経済・雇用を守り続けています。

また、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、令和3年度から5年間で重点的・集中的に対策が講じられることとなりますが、その対策の多くを建設産業が担うこととなります。

一方で、指針2011の策定から10年が経過し、建設産業では就業者の高齢化や若年就業者の減少が進行しており、近い将来、深刻な担い手不足に直面することが予想されることなどから、現状の課題等を改めて整理し、効果的な施策を展開していくことが今まさに求められています。

そこで、近年頻発している自然災害や冬期の除雪作業への対応など、県民の安全・安心な暮らしを支える「地域の守り手」として、その重要性をますます高めている本県の建設産業が、社会情勢等の大きな変化に柔軟に対応し、将来にわたり持続可能な産業となるための考え方や必要な施策等をまとめた基本計画として、本指針を提示するものです。

## (2) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

## (3) 指針に基づく取組の推進

本県にとって不可欠な建設産業を持続可能な産業としていくためには、県と関係機関が連携して本指針の実現に向けて取り組むことが不可欠です。

### 【ビジョンの共有】

本県の建設産業の現状と課題、今後の目指すべき姿は、県をはじめ、当事者である建設業者団体や個々の建設企業など、建設産業全体で共有すべきものです。

### 【取組の連携】

本指針は本県がとるべき施策をまとめたものですが、施策の推進に当たっては産学官の連携が望まれます。

## (4) 策定方法

本県の要請を受けた「地域建設産業のあり方検討委員会」（一般財団法人建設業情報管理センター設置）から、本県の建設産業の現状と課題及び本県がとるべき施策について提言を受けました。（平成31(2019)年3月）

上記提言を基本として、本県が必要な検討を加えてまとめた本指針案について、青森労働局や建設業者団体等を構成員とする「青森県建設産業ビジョン検討会議」を設置し、計3回の会議を開催して意見交換を行いました。（令和元(2019)年10月～令和3(2021)年1月）

最後に、幅広く意見をお聞きする機会としてパブリックコメントを実施し、本指針を策定しました。（令和3(2021)年2月～同年3月）

## (5) 評価と改訂

本指針では、評価の指標となる具体的な数値目標を設定し、計画最終年である令和7年度（2025年度）に施策の効果を評価するものとします。また、計画期間中は「青森県建設産業ビジョン検討会議」に対し、実施した取組や数値目標の途中経過などを報告するなど、本指針に対するフォローアップを実施します。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、本県の建設産業を取り巻く状況の変化等が明らかになった場合は、必要に応じて本指針の見直しを行うものとします。

## 2 建設産業の活躍

建設産業は、県民の安全・安心な生活の基本となる道路、河川、港湾、空港など社会資本の整備や維持、災害復旧などを担うことができる唯一の産業です。地域になくてはならない存在として今後もその活躍が期待されています。



下北半島縦貫道路むつ南バイパス(むつ市)



新青森総合運動公園陸上競技場(青森市)



青森港(青森市)



五戸川地震・高潮対策事業(八戸市)



青森県庁舎耐震・長寿命化改修事業(青森市)



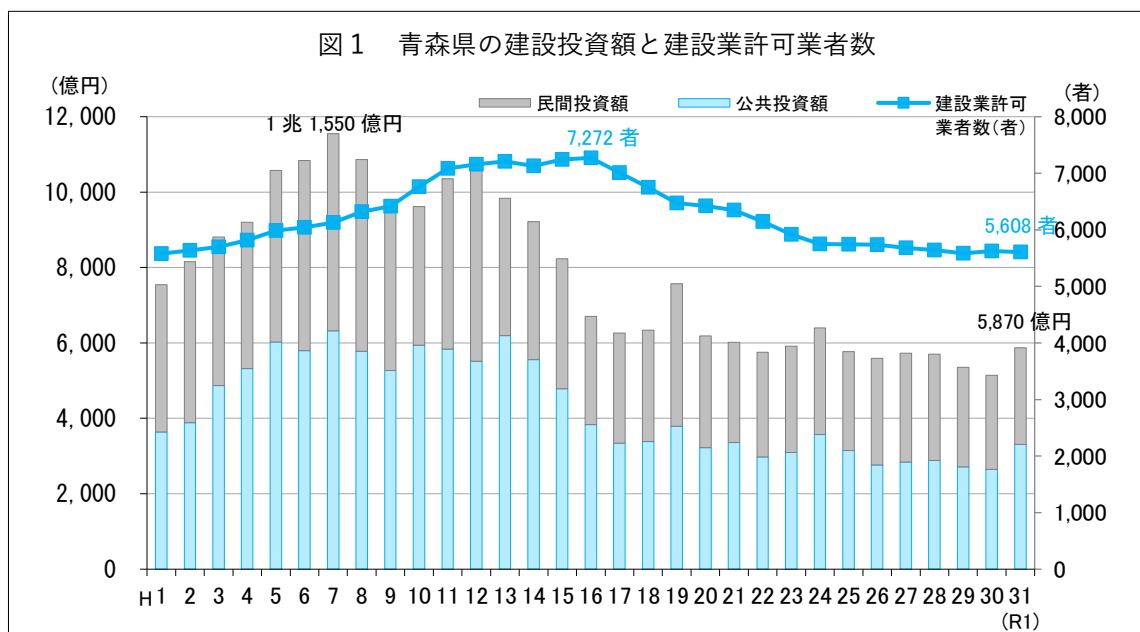
県道 18 号の除雪(青森市)

### 3 建設産業を取り巻く情勢

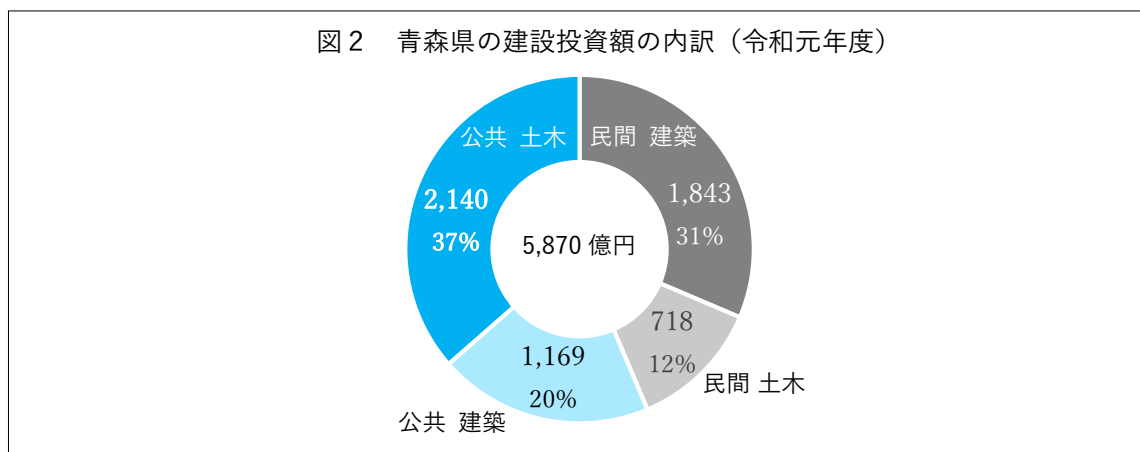
#### (1) 建設業の現状

##### ① 建設投資額と建設業許可業者数

- ・本県の建設投資額は、平成7年度（1995年度）の約1兆1,550億円をピークに減少しており、令和元年度（2019年度）には約5,870億円とピーク時のおよそ半分になっています。
- ・本県の建設業許可業者数は、平成16年度（2004年度）の7,272者をピークに減少しており、令和元年度（2019年度）には5,608者と、ピーク時のおよそ77%になっています。



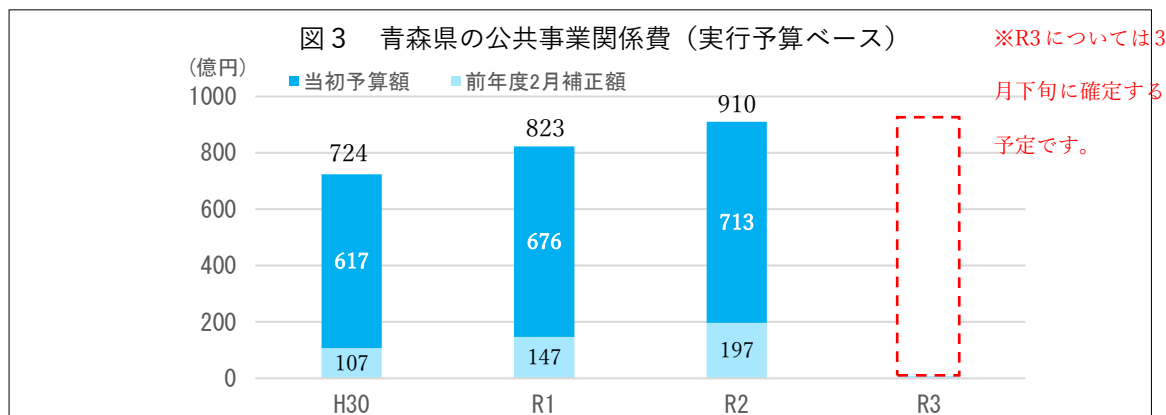
出典) 国土交通省「建設総合統計年度報」、青森県



出典) 国土交通省「建設総合統計年度報」

## ② 公共事業関係費

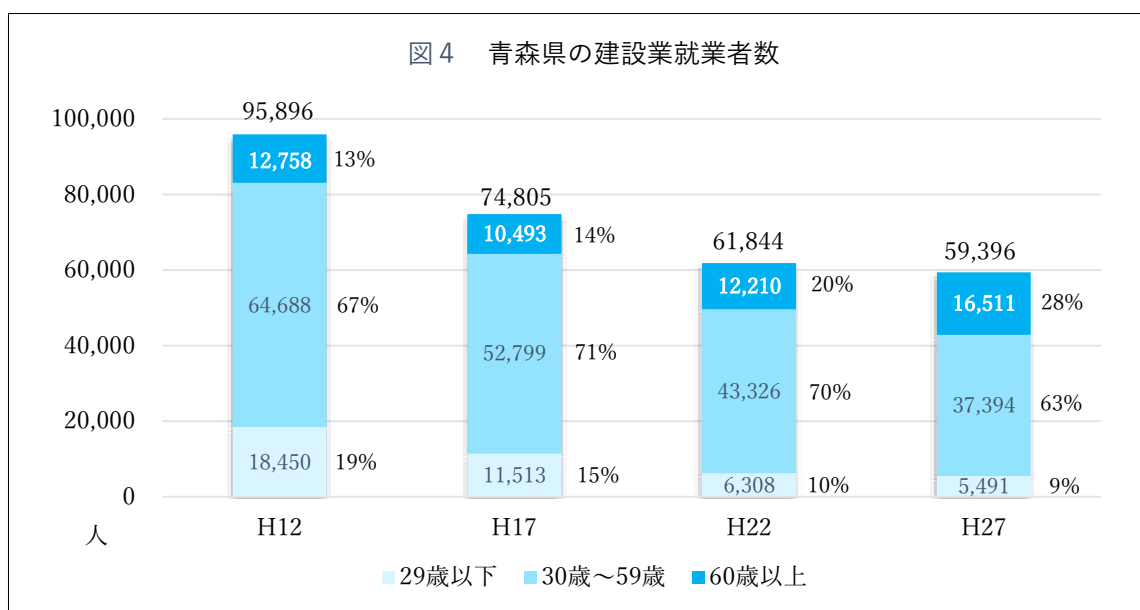
- ・本県の公共事業関係費の執行予算（当初予算額に一体編成した前年度2月補正額を加えた予算）は堅調に推移しています。なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、R3(2021)年度から重点的・集中的に対策が実施されます。



出典) 青森県「当初予算案の概要」

## ③ 就業者数

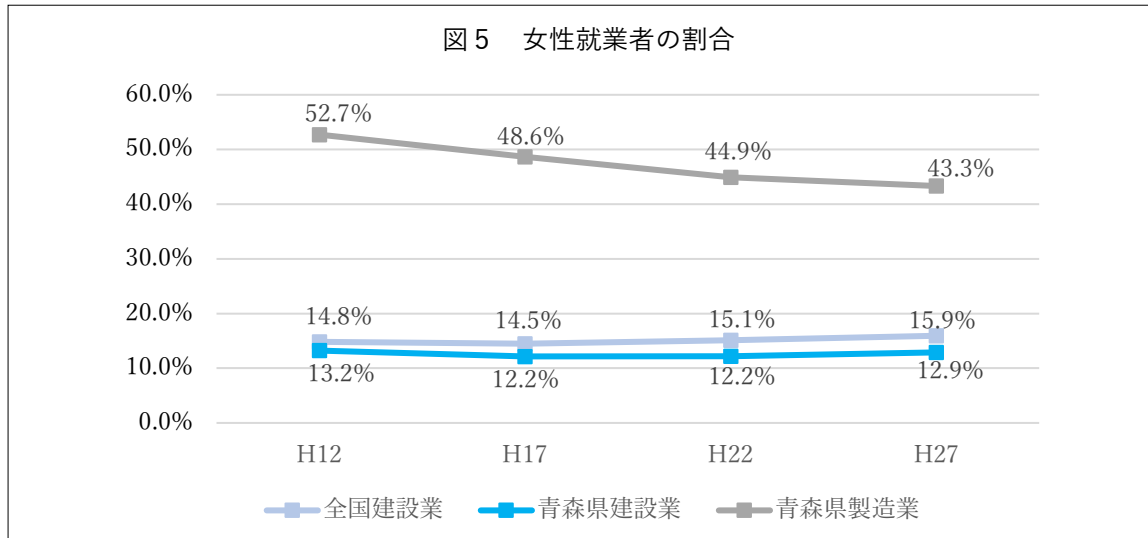
- ・本県の建設業の就業者数は減少していますが、特に29歳以下の若年者の就業者数は、平成12年から平成27年にかけて18,450人から5,491人へと約70%減少し、就業者全体に占める割合も19%から9%へ低下しています。
- ・一方で、60歳以上の高齢者の就業者数は、平成12年から平成27年にかけて12,758人から16,511人へと約29%増加し、就業者全体に占める割合も13%から28%へ上昇しています。



出典) 総務省「国勢調査」

#### ④ 女性就業者の割合

- ・建設業は全国的にも女性就業者の割合が低い業種ですが、本県の建設業の女性就業者の割合は全国の建設業のそれを下回っています。
- ・本県の技術者・技能者数を見ると、技術者・技能者に占める女性の割合は2.8%（令和元年(2019年)）となっており、全国平均の3.6%（令和元年(2019年)）をやや下回っています。



出典) 総務省「国勢調査」

図6 女性の技術者・技能者数

項目	技術者・技能者数			備考
	総数	うち女性	女性比率	
(H27) 青森県建設業	7,390人	214人	2.9%	H27.12.1青森県実施アンケート 回答328社
参考 (H27) 全国建設業	363万人	9万人	2.5%	H27総務省「労働力調査」
(R1) 青森県建設業	10,175人	287人	2.8%	R1.12.1青森県実施アンケート 回答687社
参考 (R1) 全国建設業	360万人	13万人	3.6%	R1総務省「労働力調査」

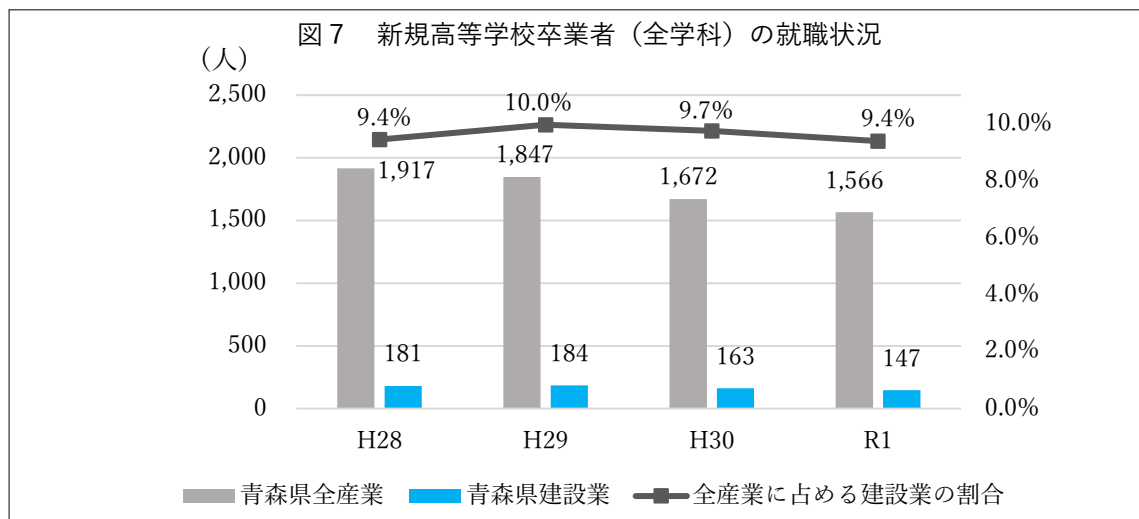
※青森県実施アンケート調査は、H27 と R1 で調査対象数が異なるため、単純な比較はできません。

出典) 総務省「労働力調査」、青森県



### ⑤ 県内新規高等学校卒業生（全学科）の県内就職状況

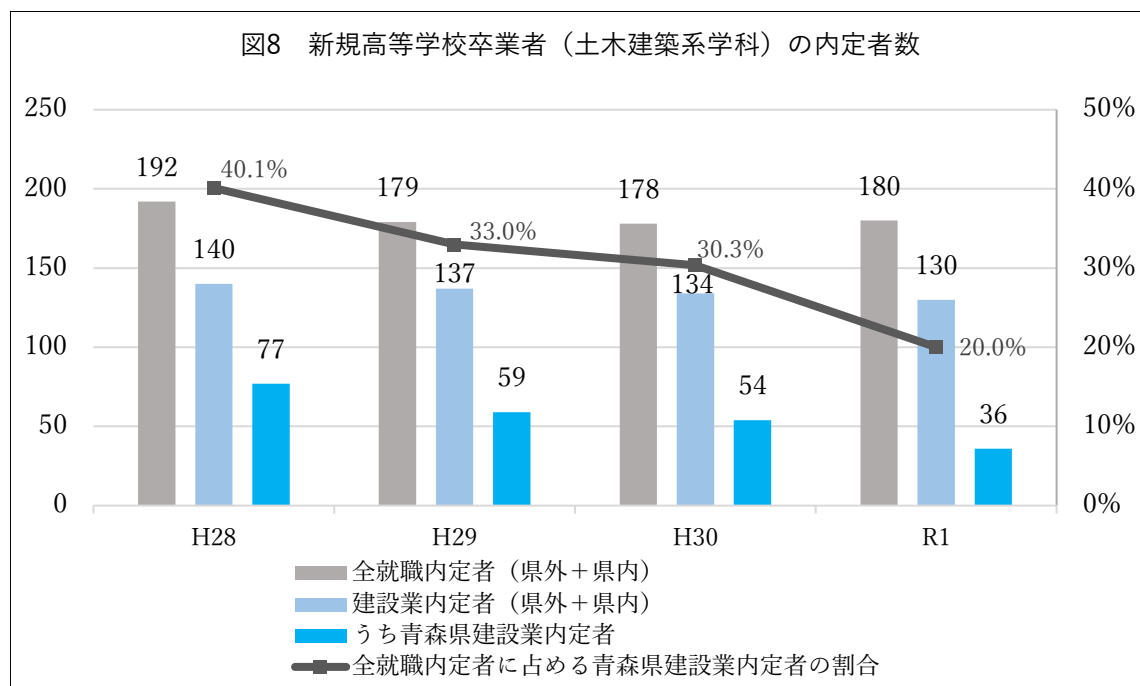
- ・全学科における新規高等学校卒業生の本県の建設業への入職者について、本県の全産業に対する割合で見ると、概ね10%前後となっています。



出典) 青森労働局「新規高等学校卒業生職業紹介状況」

### ⑥ 県内新規高等学校卒業生（土木建築系学科）の内定状況

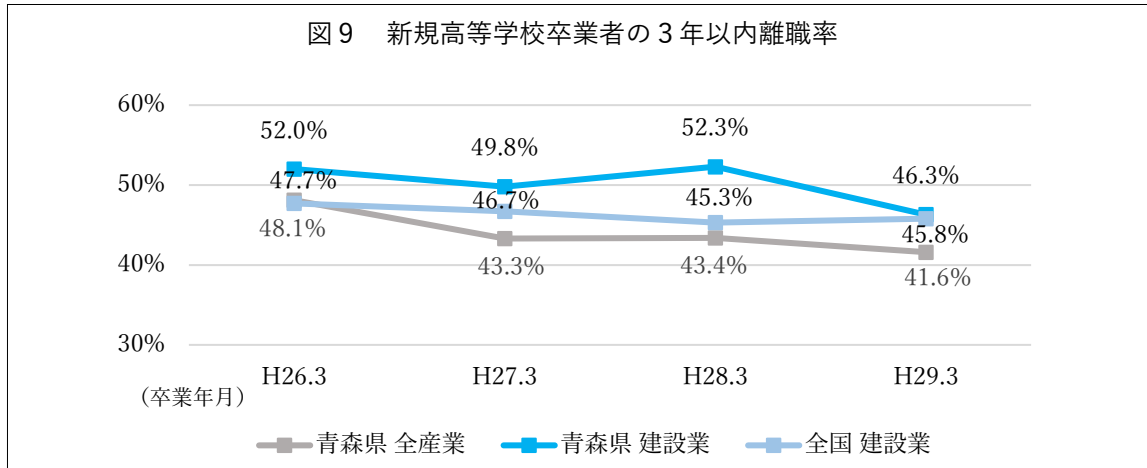
- ・土木建築系学科における新規高等学校卒業生の本県の建設業への内定者について、全就職内定者に対する割合で見ると、大きく低下してきています。



出典) 青森県建設産業人材確保・育成推進協議会

## ⑦ 県内新規高等学校卒業者の離職状況

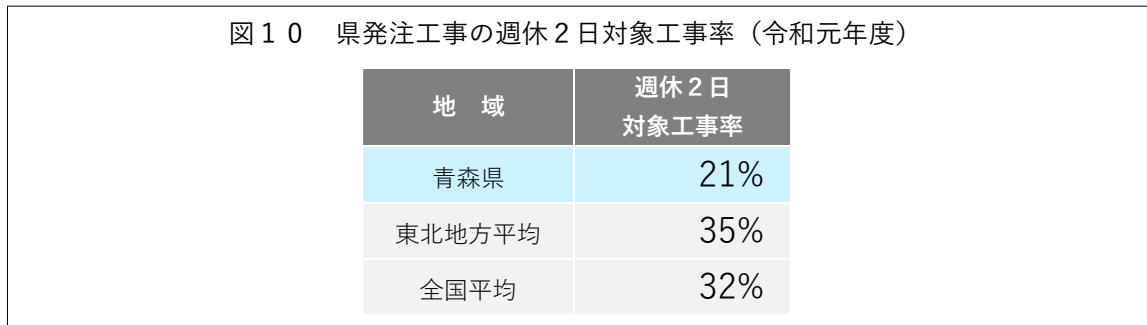
- ・本県の建設業に就職した新規高等学校卒業者の3年以内離職率について、低下傾向にはあるものの、依然として半数近くが就職後3年以内に離職しています。



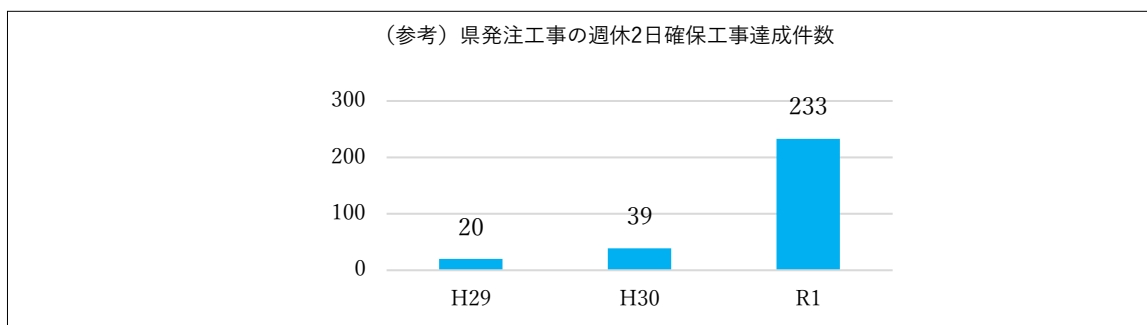
出典) 青森労働局「新規高卒就職者の離職状況」

## ⑧ 県発注工事の週休2日対象工事率

- ・令和元年度の本県の発注工事に占める週休2日対象工事の割合は、21%となっており、東北地方平均、全国平均より低い状況となっています。



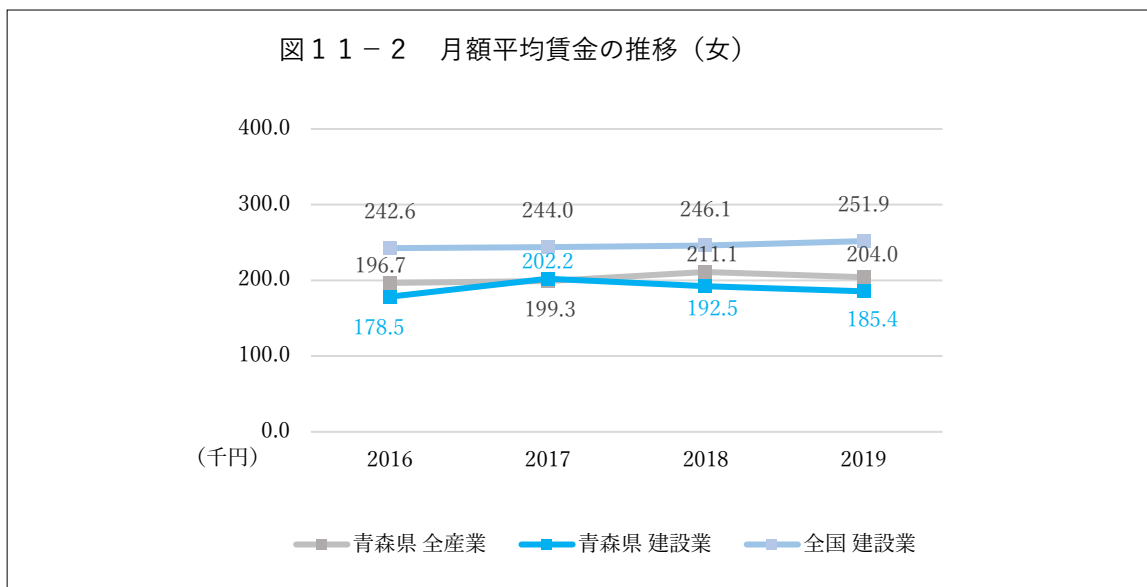
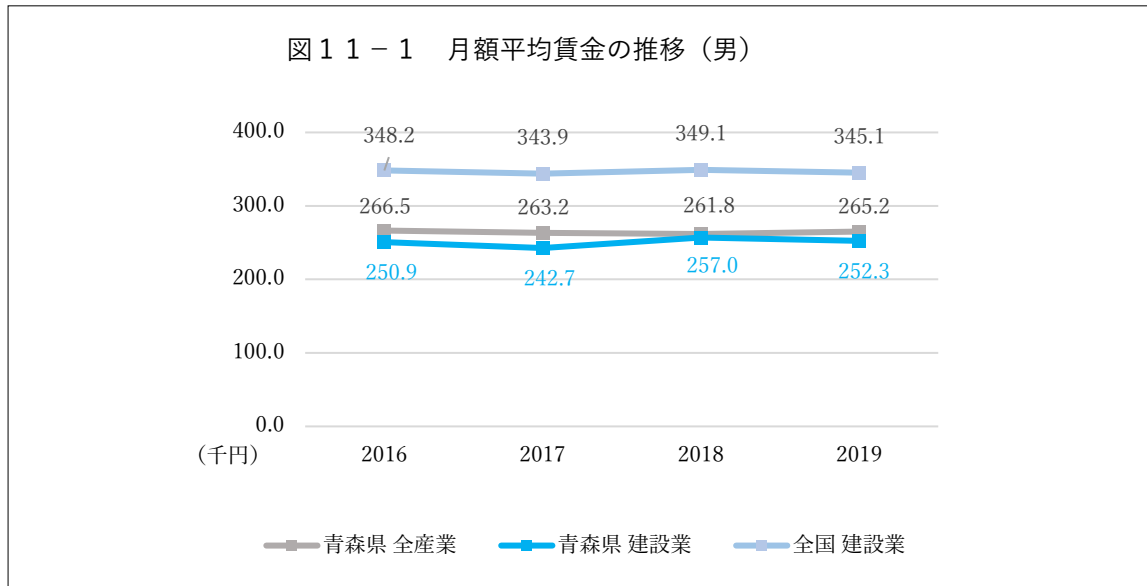
出典) 東北地方発注者協議会



出典) 青森県 県土整備部

## ⑨ 賃金の状況

- ・本県の建設業の賃金は、全国建設業及び本県の全産業平均の賃金より、男女ともに低いことが分かります。

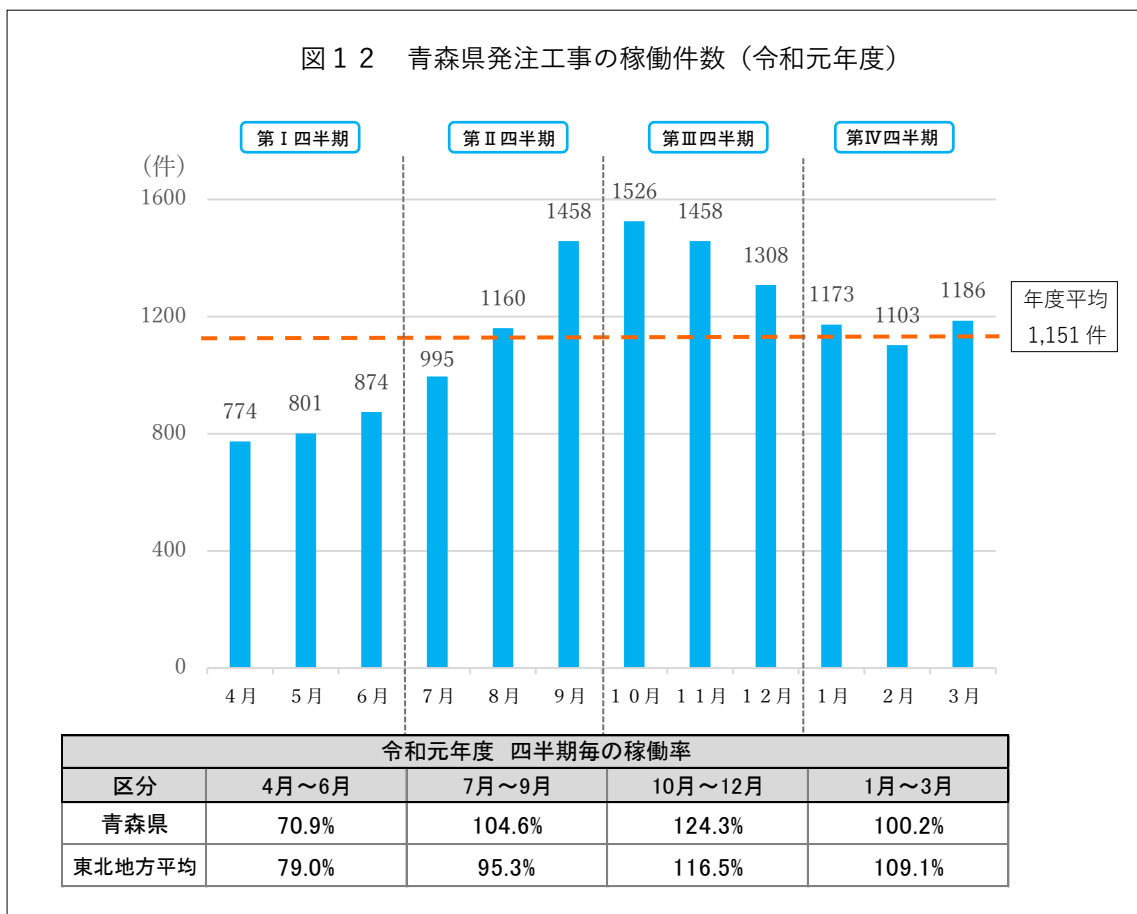


出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## ⑩ 県発注工事の稼働状況

- ・令和元年度の本県の発注工事の稼働件数は第Ⅰ四半期が最も少なく、第Ⅰ四半期の稼働率（※）は東北地方平均より低い状況となっています。

※稼働率＝当該期間の平均稼働件数÷年度平均稼働件数



出典) 東北地方発注者協議会

## ⑪ ICTを活用した県発注工事

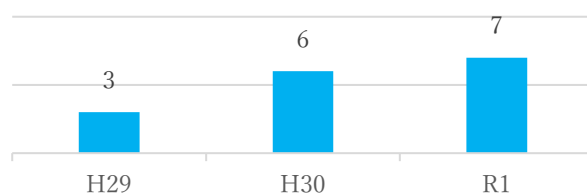
- 令和元年度に本県が発注した土工工事（1,000立方メートル以上の土工を含む工事）のうち、ICT活用工事の割合は4%となっており、東北地方平均より低い状況となっています。

図13 県発注土工工事のICT活用工事率（令和元年度）

地域	ICT活用工事率
青森県	4%
東北地方平均	13%

出典) 青森県 県土整備部

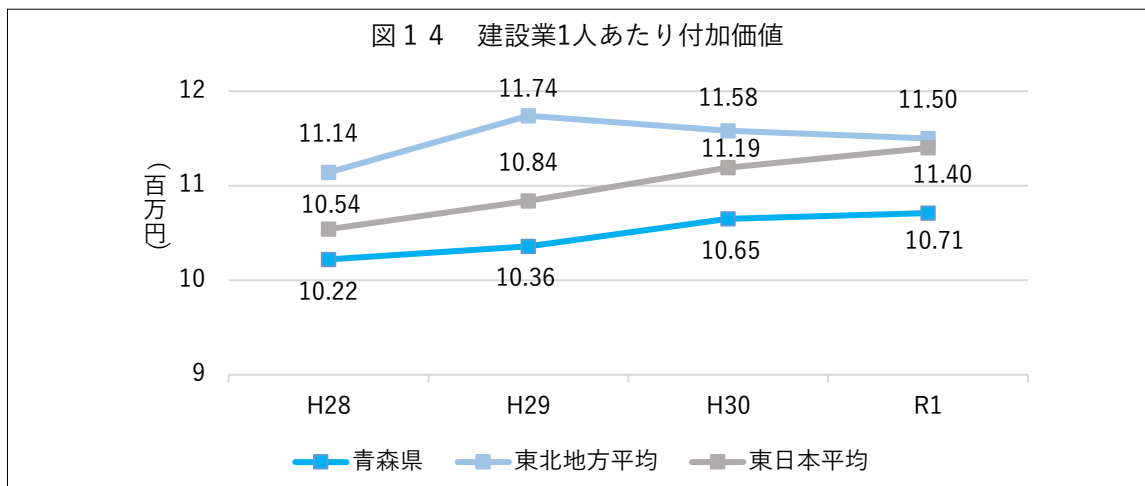
(参考) 県発注工事のICT活用工事件数



出典) 青森県 県土整備部

## ⑫ 1人当たりの付加価値（労働生産性）

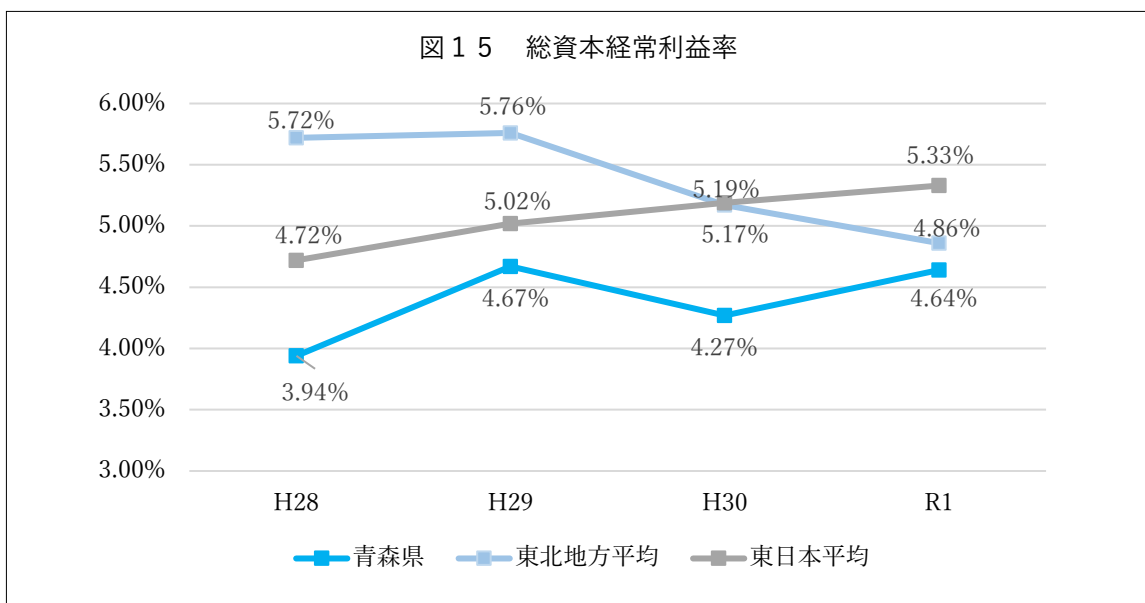
- ・企業が事業活動を通じてどの程度新たな価値を生み出したかを表す比率であり、労働生産性の指標となる「社員1人当たりの付加価値（売上高－外部購入価値（材料費、外注費など）」については、本県の建設業は増加傾向にあるものの、東北地方平均及び東日本平均を下回っています。



出典) 東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」

## ⑬ 総資本経常利益率（ROA）

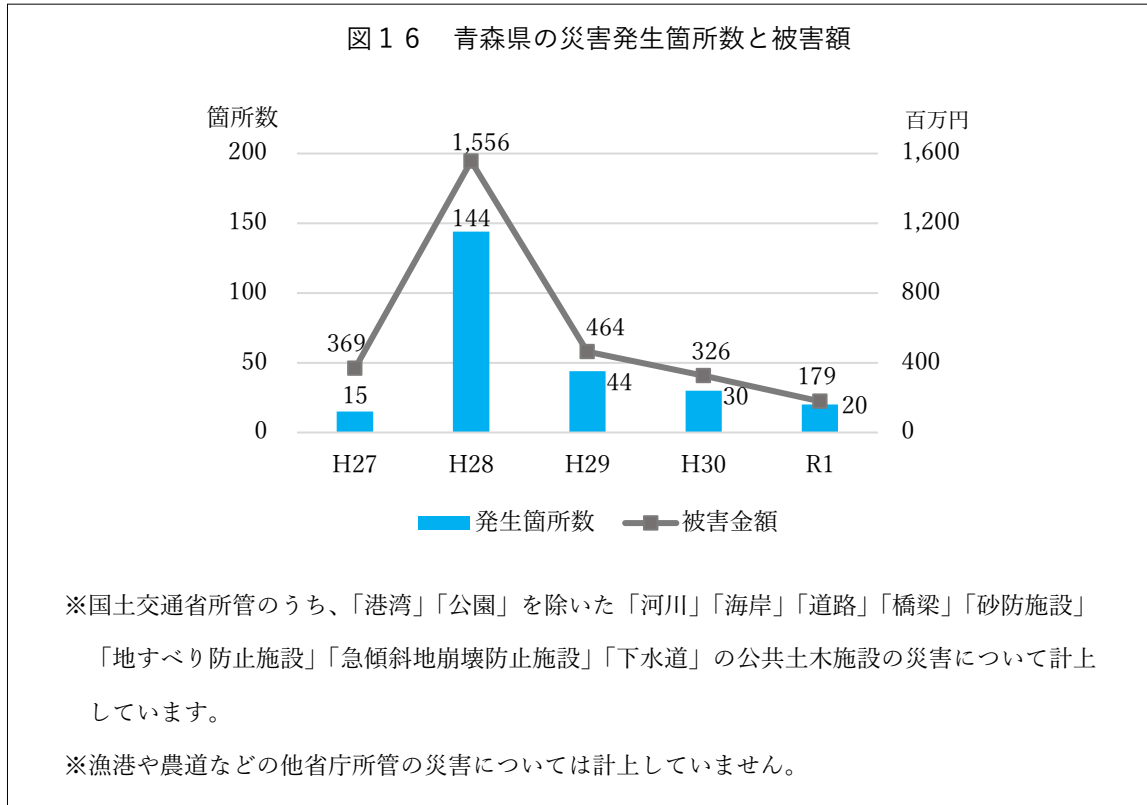
- ・企業が経営活動のために投下した総資本に対して、どれほど経常的な利益をあげたかを表す比率であり、企業の総合的な収益力を示す最も重要な指標となる「総資本経常利益率」については、本県の建設業は東北地方平均及び東日本平均を下回っています。



出典) 東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」

## ⑭ 災害発生状況と災害対応体制

- ・近年、全国的に、地震災害、集中豪雨等による洪水・土砂災害等が頻発しています。本県においても、平成28年に台風第10号により大きな被害が生じています。

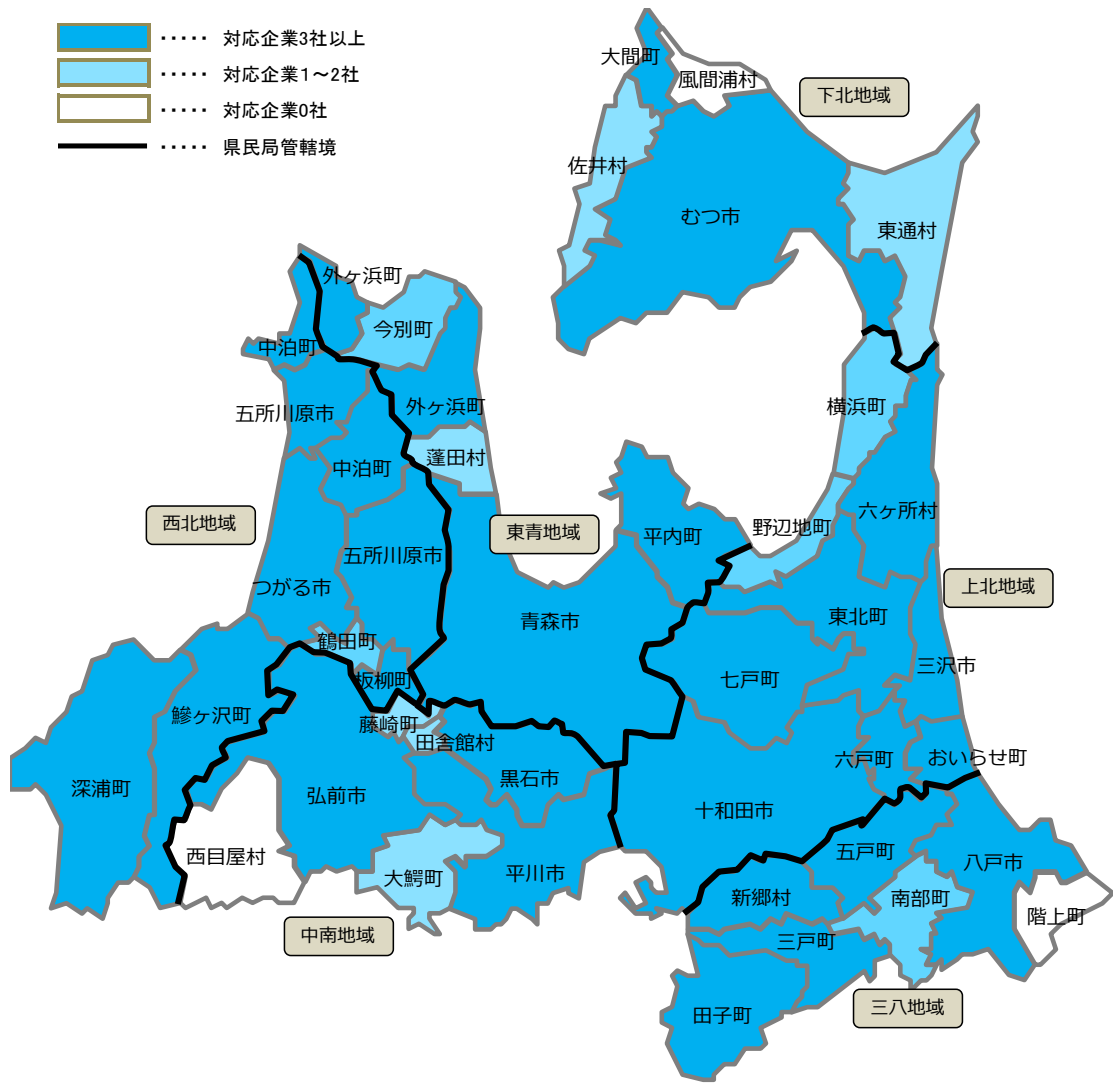


出典) 青森県「発生災害の概要」

- ・災害発生時には、県と災害協定を締結した建設業者団体の加盟・協力建設企業により、即時に応急対応が行われることとなっています。
- ・土木業者不在などの理由により災害協定に基づく建設企業が存在しない町村での災害については、県から要請を受けた隣接市町村の建設企業が災害対応することとなりますので、県内全域が災害協定でカバーされていることとなります。

図17 災害協定に基づき災害応急対応ができる建設企業数と分布（令和元年度）

県民局（地区）	東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
対応企業数	50	38	30	51	57	22	248
対応企業が存在しない市町村数	0	1	1	0	0	1	3

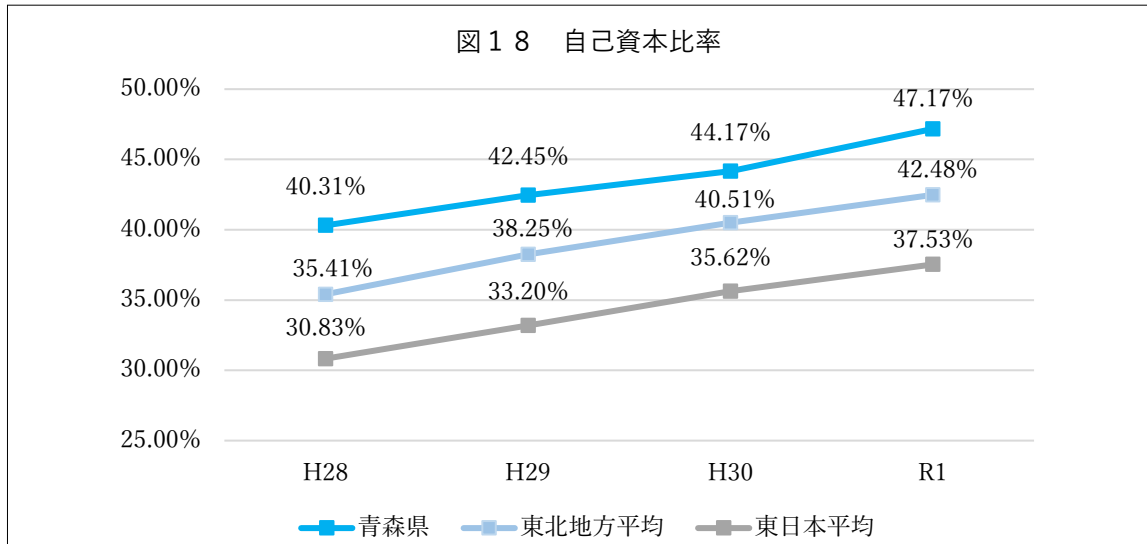


出典) 青森県 県土整備部



## ⑮ 自己資本比率

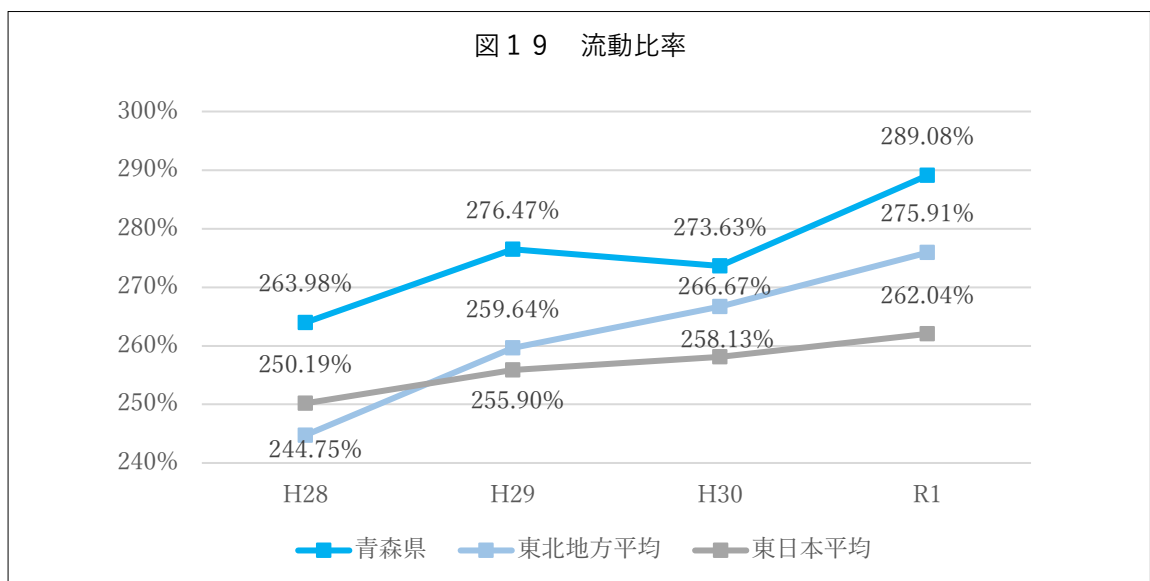
- ・総資本に対する自己資本の割合を表しており、企業の健全性の重要な指標となる「自己資本比率」については、本県の建設業は東北地方平均、東日本平均を上回る高い健全性を示しています。



出典) 東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」

## ⑯ 流動比率

- ・短期の債務とこれを返済するのに必要な財源とを比較し、企業の支払い能力や資金繰りの余裕の程度を表す「流動比率」については、本県の建設業は東北地方平均、東日本平均を上回る高い流動性を示しています。



出典) 東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」

## ⑰ 産業別の生産額と就業者数

- ・本県の産業構造を見ると、生産額では製造業が、就業者数では卸売・小売業が最大となっています。
- ・建設業は、それぞれ県内で5位となっており、地域の基幹産業として、地域の雇用と経済を支えていることが分かります。

図20 産業別生産額と全産業に占める割合（2015年度）

（2015年度 県内総生産4兆5,590億円）

産業別生産額	産業別生産額 (億円)	全産業に 占める割合
製造業	7,699	16.9%
卸売・小売業	5,370	11.8%
不動産業	4,950	10.9%
保健衛生・社会事業	4,038	8.9%
建設業	3,013	6.6%

出典) 青森県「市町村民経済計算」

図21 産業別就業者数と全産業に占める割合（2015年度）

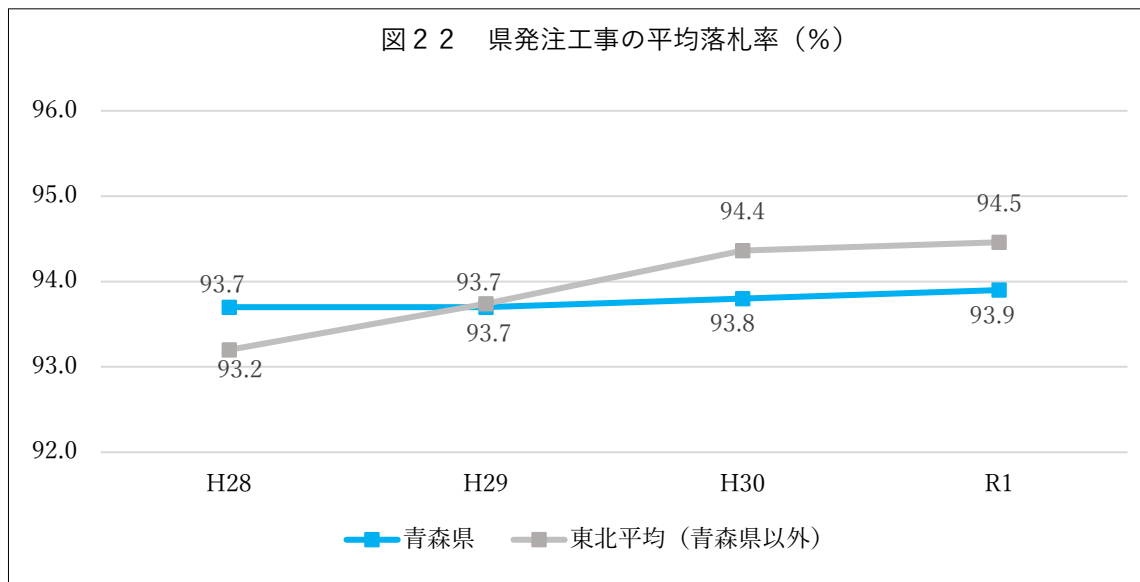
（2015年度 県内就業者数62.5万人）

産業別就業者数	就業者数 (万人)	全産業に 占める割合
卸売・小売業	9.7	15.5%
医療、福祉	8.4	13.4%
農業、林業	6.8	10.9%
製造業	6.4	10.2%
建設業	5.9	9.4%

出典) 総務省「国勢調査（2015）」

## ⑱ 県発注工事の平均落札率

- ・ 県発注工事の平均落札率を見ると、本県ではここ数年横ばいであるのに対して、本県を除く東北地方の平均は上昇傾向にあります。



出典) 長野県建設部「建設工事・委託業務における落札率等に関する調査」

## (2) 関連する県計画の概要

### ① 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。4分野19政策65施策から成り、計画期間は令和元年度から令和5年度（2019年度から2023年度）の5年間となっています。

本指針の取組を進めることにより、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の以下の施策推進への貢献が期待されます。

(分野) - (政策) - (施策)

#### I 産業・雇用分野

- 4 地域産業の振興による多様な「しごと」の創出
  - (2) 地域資源を生かした産業の創出・育成・継承
- 5 「経済を回す」ための基盤づくり
  - (1) 労働力確保対策の強化
  - (2) 若者・女性の県内定着・人財環流の促進
  - (3) 働きやすさや収益性を高める生産性向上対策の強化
  - (4) ICT利活用の促進

#### II 安全・安心、健康分野

- 7 災害や危機に強い人づくり、地域づくり
  - (1) 安全安心な県土づくり
  - (2) 地域防災力の強化や危機管理機能の向上
- 8 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり
  - (1) 安全で快適な生活環境づくり

#### III 環境分野

- 1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり
  - (1) 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
  - (3) 地域の協働による健全な水循環の確保

※青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表しています。

## ② 青森県国土強靱化地域計画

国による「国土強靱化基本計画」を踏まえ、県では、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進することを目的とした青森県国土強靱化地域計画を平成29(2017)年3月に策定しました。(令和元(2019)年8月には、国土強靱化基本計画の変更を踏まえ、「青森県国土強靱化地域計画(追補版)」を策定。)

同計画では、災害時に起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定し、それを回避するための対応方策についてもまとめられていますが、本指針の取組を進めることにより、リスクシナリオに対する対応方策の促進、強化への貢献が以下のとおり期待されます。

### リスクシナリオ — 【対応方策】

1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

#### 【道路交通の確保】

・除排雪体制の強化

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【水道施設の防災対策】

・水道施設の応急対策

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 など

#### 【道路施設の防災対策】

・道路における障害物の除去

7-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【建設業の担い手の育成・確保】

・建設業の担い手の育成・確保

## ③ 第五次青森県国土利用計画

「適切な県土管理を実現する県土利用」「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高めて、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指すこととし、平成29年2月に策定されました。

県土の適切な利用と管理のため、インフラの適切な維持管理や、災害時における道路などの代替性確保を進めることとしており、地域の建設産業の活躍が期待されます。

#### ④ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する青森県計画

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関して基本方針を定め、県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建設業の健全な発展に資することを目的に、令和2年3月に策定しました。

労働災害の防止を図るための方策として、適正な予定価格の設定や適切な変更契約、週休2日や不稼働日等を考慮した適正な工期設定、ゼロ債務負担行為等を活用した施工時期の平準化など、働き方改革や生産性向上にも取り組むこととしており、本指針との連携が期待されます。

### (3) 建設産業に関する国の動き

#### ① 労働基準法の改正

労働基準法の改正により、平成31(2019)年4月1日から以下の項目が罰則付きで使用者に義務づけられました。

##### ○年5日の年次有給休暇の確実な取得

年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者(管理監督者を含む。)に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させることが義務付けられました。

##### ○時間外労働の上限規制

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、年720時間以内・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、かつ、2~6月平均80時間以内・月45時間超は年間6月が限度、の4項目は守らなければなりません。

ただし、建設業については、災害の復旧・復興事業においては月100時間未満・2~6月平均80時間以内の項目は適用されません。

また、建設業においては、時間外労働の上限規制については5年間の猶予の後、令和6(2024)年4月1日から適用されることとなります。

上記の労働基準法の改正の内容や具体の運用方法などについて、労働局など関係機関と一体となって周知・啓発していく必要があります。

## ② 担い手3法の改正

令和元年(2019年)6月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のいわゆる新・担い手3法の改正が行われました。

相次ぐ災害を受け、地域の「守り手」としての建設業への期待に応え、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上といった課題に取り組むため、改正された品確法には公共工事の発注者としての責務が明記されました。

品確法の改正 ～公共工事の発注者の基本的な責務～

### ○働き方改革の推進

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） 等

### ○生産性の向上への取組

- ・ICTの活用等による生産性向上 等

### ○災害時の緊急対応強化

- ・緊急性に応じた入札・契約方法等の選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携 等

## ③ 建設業働き方改革加速化プログラム

国土交通省は、団塊世代の大量離職が見込まれ、建設産業の持続可能性が危ぶまれている状況の中、建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させる必要があるとして、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成30（2018）年3月に策定しました。

今後、業界団体など関係者と認識を共有し、密接な連携と対話のもとに取組を進めることとしています。

建設業働き方改革加速化プログラム

### ○長時間労働の是正

- ・週休2日制導入の後押し
- ・各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定の推進

#### ○給与・社会保険

- ・ 技能や経験にふさわしい処遇(給与)の実現
- ・ 社会保険への加入のミニマム・スタンダード化

#### ○生産性向上

- ・ 生産性向上に取り組む建設企業の後押し
- ・ 仕事の効率化
- ・ 限られた人材・資機材の効率的運用の促進
- ・ 重層下請構造改善のための下請次数削減方策の検討

### ④ 外国人財の受入拡大

これまで、外国人財の受入として、平成5年に創設された技能実習制度が運用されてきました。これは、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に、外国人を技能実習生として一定の期間受け入れる制度であり、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしています。

平成29(2017)年11月施行の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」という。）」では、実習生に対する人権侵害行為等に対する罰則等の規定が設けられるとともに、実習期間についても、一定の条件のもと、3年間から5年間に延長されました。

また、技能実習法の改正に先立つ平成27(2015)年4月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的な措置として、「外国人建設就労者受け入れ事業」が設けられ、一定の条件のもと、所定の技能実習を終えた実習生はさらに最大3年間、建設業務に従事できることになっています。（令和2年度で新規受入終了。令和4年度で制度終了予定。）

さらに、平成31(2019)年4月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人が型枠、鉄筋、とびなどの業種に就労する場合は、新たな在留資格である「特定技能制度」により、日本人との同等賃金、建設キャリアアップシステムへの登録など、一定の基準に適合すれば、これまでの技能実習制度とは異なり、現場での労働力として受け入れることが可能となりました。

今後、本県におきましても、外国人労働者の受入に関する議論が本格化してくるものと思われまます。



## ⑤ 建設キャリアアップシステムの導入

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、現場を担う技能労働者（技能者）が、その有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備することが不可欠ですが、建設業に従事する技能者は、様々な事業者の現場で経験を積んでいくため、個々の能力が統一的に評価されにくい環境にあります。

こうしたことから、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）」が導入され、その本格運用が平成31(2019)年4月から始まったところ です。

令和5(2023)年度からは、建退共のCCUSへの完全移行とともに、あらゆる工事においてCCUSが完全実施されることを目指し、官民一体となった取組が進められています。

本県におきましても、建設業を支える優秀な技能労働者の確保・育成が課題となっています。建設業者団体の動向を注視しつつ、CCUS普及に向けた県の役割について検討を進めることとしています。

### ○CCUSの概要

- ・技能者は、本人情報（住所、氏名等）、社会保険加入状況、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴などを登録。登録により、技能者には、ICカード（キャリアアップカード）が配布。
- ・事業者は、商号、所在地、建設業許可情報を登録し、現場を開設した場合は、現場情報（現場名、工事内容等）をシステムに登録。
- ・技能者の現場入場の際、現場に設置されたカードリーダー等でキャリアアップカードを読み取ることで、「誰が」「いつ」「どの現場で」「どのような作業に」従事したのかといった個々の技能者の就業履歴がシステムに蓄積。

### ○CCUSに期待されるメリット

- ・現場経験や保有資格が業界統一のルールでシステムに蓄積されることによる技能者の適正評価とそれに基づく処遇改善
- ・就業実績などを利用した更なる技能研鑽や資格取得
- ・建設業に再入職する際の、離職以前に習得した資格・研修や現場経験の客観的証明
- ・技能者を雇用する専門工事業者による施工力のアピール
- ・現場を管理する元請企業による現場管理の効率化
- ・CCUS活用による建設業退職金共済制度の確実な運用

## 4 建設産業の課題

建設産業は、災害対応や除雪等により県民の安全・安心な暮らしを確保する「地域の守り手」であるとともに、地域の経済や雇用を支える本県の基幹産業です。

「地域建設産業のあり方検討委員会報告書(平成 31(2019)年 3 月)」での提言や、前述の「3 建設産業を取り巻く情勢」で示された各種データを踏まえ、本県の建設産業が直面する課題を以下の 4 項目に整理しました。

### 課題 1 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進

建設業就業者数は減少が続いており、高齢化も著しく進んでいます。今後、さらに強まるであろう各産業による担い手の奪い合いとも言える構図の中で、建設産業は将来の多様な担い手の確保・育成を進める必要があります。

また、建設産業が担い手の確保において他産業に伍していくためには、労働環境や労働条件面での改善を併せて進める必要があります。特に、女性や若者から見て魅力ある産業となることは、誰もが働きやすい産業になることにつながるため、これまで以上に女性や若者を意識した働き方改革を進める必要があります。

### 課題 2 生産性の向上

生産性の向上は担い手の不足を補うとともに、働き方改革を進める上での土台となるものですが、労働生産性や収益力を示す指標の多くで、本県の建設業は東北地方平均や東日本平均を下回っています。ICT の活用や技能労働者の育成などにより、生産性の向上に取り組む必要があります。

### 課題 3 地域の守り手としての体制確保

建設産業は「地域の守り手」として、多発化、激甚化する自然災害からの復旧や増加するインフラの維持更新工事、さらには豪雪地帯である本県においては冬期間の除排雪を担っています。

そのため、必要な技術力や人財等を確保し、緊急時には昼夜連続作業となる災害などに即時、適切に対応できる体制を整えていく必要があります。

#### 課題4 健全な受注環境と安定的経営の実現

建設産業がこれまでに挙げた課題に取り組み、その役割を果たしていくためには、健全な受注環境と安定的な経営が基本になければなりません。

財務の健全性を示す自己資本比率などの指標では、本県の建設業は東北地方平均や東日本平均を上回っていますが、今後も引き続き健全性を保ち、地域に存続していくために、適正な利潤の確保、公正、健全な入札・契約制度、経営多角化支援などに向けた取組を進めていく必要があります。

## 5 建設産業が目指すべき姿

建設産業は、良質な社会資本整備とその維持管理、災害発生時の対応や除排雪作業など、地域に精通した建設のプロフェッショナルとしての活動を担い、県民の安全・安心な暮らしの実現に重要な役割を果たしてきました。

また、建設産業は日々の活動で生み出す大きな経済効果、波及効果により、地域の経済や雇用を支えることに貢献してきました。

このような地域の基幹産業としての役割は今後も変わることはありませんが、一方で、これまで述べてきたように建設産業を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきており、建設産業の経営環境はますます厳しいものになるものと予想されます。

こういった経営環境の中においても、建設産業は顕在化した課題を克服し、地域のインフラや雇用・経済を守るという社会的使命を果たしていかなければなりません。そのために、何をすべきか、どのように変わらなければならないのかを認識し、目指すべき姿を明確にイメージすることが重要です。

そこで、これまで述べてきた現状や課題を踏まえ、建設産業が目指すべき姿を次のとおり示すこととし、建設産業に携わる全ての関係者と共有を図ることとします。

### ～地域と人財の守り手としての使命感を持ち、変革し続ける建設産業～

- 「地域の守り手」として、使命感を持ち地域の基幹産業であり続けます。

社会インフラの整備、維持を通じて地域を守ることができる唯一の産業であるという誇りと使命感を持ち、地域に存続し続けます。

- 「人財の守り手」として、多様な人財に安全でやりがいのある職場を提供します。

若者や女性など多様な担い手の入職・育成を進め、安全でやりがいのある職場を提供し、生涯を託せる産業であり続けます。

- 「変革者」として変革をおそれず、建設産業の新たな可能性を模索し続けます。

生産性の向上などの新たな取組にチャレンジし、受注産業の枠を越えた地方創生のプレーヤーとして、発注者や元請負人、地域社会へ新しい提案を届けます。

## 6 目指すべき姿を実現していくための施策体系と数値目標

### (1) 施策体系

目指すべき姿の実現に向け、課題克服に向けた4つの施策を基本として取組を進めます。

地域と人財の守り手としての使命感を持ち  
変革し続ける建設産業

#### 施策Ⅰ 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進

##### 1 若者や女性などの入職・定着促進

- ①若年世代に向けた建設産業の魅力発信
- ②女性活躍の推進
- ③多様な人財の確保
- ④県発注工事、入札契約制度の活用

##### 2 働き方改革の推進

- ①労働環境の改善
- ②県発注工事、入札契約制度の活用
- ③市町村発注工事における働き方改革の推進

#### 施策Ⅱ 生産性の向上

##### 1 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ①i-Constructionの普及推進
- ②建設分野におけるDXの普及推進
- ③県発注工事、入札契約制度の活用

##### 2 人財の活用

- ①人財の育成

#### 施策Ⅲ 地域の守り手としての体制確保

##### 1 自然災害への対応

- ①自然災害への対応
- ②県発注工事、入札契約制度の活用

##### 2 維持管理への対応

- ①維持管理への対応
- ②県発注工事、入札契約制度の活用

#### 施策Ⅳ 健全な受注環境と安定的経営の実現

##### 1 適正な利潤確保

- ①低入札対策の推進
- ②適正な予定価格設定と設計変更

##### 2 産業構造の健全化

- ①元下関係の適正化
- ②関係法令の厳格な運用

##### 3 経営の安定化

- ①相談窓口、情報提供の充実
- ②技術力強化・新分野進出

## (2) 数値目標

本指針での取組成果を評価するため、各施策における具体的な目標数値を次のとおり設定します。

### 施策Ⅰ 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進

項 目	現況値	目標値	掲載箇所
県内高校生（土木建築系学科）の 青森県建設業内定率	〈R2.3卒業生〉 20.0%	〈R7.3卒業生〉 40.0%	図 8 (7P)
県発注工事の週休 2 日対象工事率	〈R1年度〉 21.0%	〈R6年度〉 80.0%	図 1 0 (8P)
県発注工事の平準化率	〈R1年度〉 70.9%	〈R6年度〉 80.0%	図 1 2 (10P)

※県発注工事の平準化率・・・第Ⅰ四半期の稼働率

### 施策Ⅱ 生産性の向上

項 目	現況値	目標値	掲載箇所
県発注工事（1,000立方メートル以上の土工 を含む工事）の I C T 活用工事率	〈R1年度〉 4.0%	〈R6年度〉 30.0%	図 1 3 (11P)
建設業の 1 人当たりの付加価値	〈R1年度〉 1,071万円	〈R6年度〉 1,200万円	図 1 4 (12P)

### 施策Ⅲ 地域の守り手としての体制確保

項 目	現況値	目標値	掲載箇所
災害協定の県内エリアカバー率 (協定に基づき災害対応が行われる市町村/40市町村)	〈R1年度〉 100.0%	〈R6年度〉 100.0%	図 1 7 (14P)

### 施策Ⅳ 健全な受注環境と安定的経営の実現

項 目	現況値	目標値	掲載箇所
建設業の自己資本率	〈R1年度〉 47.2%	〈R6年度〉 50.0%	図 1 8 (15P)
県発注工事の平均落札率	〈R1年度〉 93.9%	〈R6年度〉 95.0%	図 2 2 (17P)

## 7 取組施策

国において閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」での重点的・集中的な取組に呼応し、必要な事業量の確保に努めるとともに、コロナ禍における新しい生活様式に沿うことに留意しながら、目指すべき姿の実現に向けて次のとおり取組を進めます。

### 施策Ⅰ 多様な担い手の確保・育成と働き方改革の推進

- ・将来の担い手として期待される若年世代に対し、早い段階から建設産業に関心を持ってもらえるよう、それぞれの年代に合ったアプローチにより、土木や建築の面白さ、ものづくりにおけるやりがいなどを発信します。
- ・若年世代のほか、女性や他産業からの転職者など多様な担い手を確保できるよう取組を進めます。
- ・労働環境や労働条件面の改善に向けた普及啓発などを併せて進めます。

#### 1 若者や女性などの入職・定着促進

##### ① 若年世代に向けた建設産業の魅力発信

- ・小中学生や保護者を対象に建設産業を体験できる見学会などを開催します。
- ・高校生や保護者、及び教員を対象に、就職先としての建設産業への理解を深めるため、技術者との意見交換会などを開催します。
- ・大学生を中心に、建設産業への理解を深めてもらうインターンシップなどを開催します。
- ・動画サイトやPR冊子など、あらゆる媒体を活用し、幅広い対象に建設産業の魅力を発信します。

##### ② 女性活躍の推進

- ・建設産業で活躍する女性による発信と女性同士のネットワークづくりなどにより、女性の入職促進や女性の働きやすい職場環境の実現を促進します。

##### ③ 多様な人財の確保

- ・他産業からの転職者、移住希望者など多様な人財と建設産業のマッチングを促進します。

##### ④ 県発注工事、入札契約制度の活用

- ・総合評価落札方式において、若手技術者・女性技術者の配置を評価します。

#### 2 働き方改革の推進

##### ① 労働環境の改善

- ・時間外労働の罰則付き上限規制の適用対応や長時間労働の是正、社会保険未加入対策など、関係機関とともに労働環境の改善を進めます。

## ② 県発注工事、入札契約制度の活用

- ・債務負担行為や繰越制度を活用した施工時期の平準化を促進します。
- ・適正な工期を設定するとともに、ウィークリースタンスの徹底に努めつつ週休2日確保工事を拡大します。
- ・建設工事の競争入札参加資格審査において、労働安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメント、青森県健康経営認定制度、あおもり働き方改革推進企業認証制度について評価します。

## ③ 市町村発注工事における働き方改革の推進

- ・市町村に対して、平準化や週休2日確保など、発注工事における働き方改革を推進するよう働きかけていきます。

### これまでの取組例①



#### 「建設業の魅力を再発見！夏休み親子バスツアー」(H28～)

小中学生の親子を対象に県内の建設現場を見学し、建設産業の魅力を伝えます。建設業者団体と連携して実施しており、例年多数の応募がある人気企画です。

写真は平成31年度に新青森県総合運動公園陸上競技場を見学している様子です。

### これまでの取組例②

#### 「高校生による現場見学会・若手技術者との意見交換会」(H26～)



一般社団法人青森県建設業協会と連携し、希望する建設系学科の高校生に対して、現場見学会と小グループによる県内建設企業で活躍する若手技術者との意見交換を実施し、本県の建設業への入職のきっかけづくりとしています。



### これまでの取組例③

#### 建設業イメージアップ広報（H29～）



建設業で活躍する技能者や女性を紹介する動画を動画サイトやテレビCMで公開したり、女性技術者の活躍を紹介する冊子を県内の学校等に配付するなどして、幅広い世代に建設業のやりがいや魅力を発信しています。

### これまでの取組例④

#### 女性活躍推進への取組（H27～）

女性建設技術者ネットワーク会議を中心に、女性の入職促進や女性の働きやすい職場環境の実現に向けて、キャリアセミナーや他地域のネットワーク団体との意見交換会開催などの取組を進めています。



建設業女性活躍推進フォーラム



建設系女性技術者交流会



建設系女子高生との懇話会

## 施策Ⅱ 生産性の向上

- ・生産性の向上は担い手の不足を補い、働き方改革を進める上での土台となるものです。ICTの活用や、建設産業ですでに活躍している多くの人財をさらに育成していくことで、生産性の向上を目指します。

### 1 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

#### ① i-Construction の普及推進

- ・セミナー、研修会等を開催し、ICT活用工事の普及に向けた機運醸成と現場従事者への浸透を図ります。

#### ② 建設分野におけるDXの普及推進

- ・工事情報共有システムや遠隔臨場などの利用拡大を図ります。

#### ③ 県発注工事、入札契約制度の活用

- ・発注者指定型によるICT活用工事の実施に向けて検討を進めます。
- ・総合評価落札方式において、ICTの活用実績・提案を評価します。
- ・工事関係書類の標準化への取組を推進します。

### 2 人財の活用

#### ① 人財の育成

- ・建設産業が有する技術者、技能者などの人財の育成・訓練を支援し、熟練化、多能工化を図ります。

#### これまでの取組例⑤

##### ICT技術活用促進への取組（H30～）

各種セミナー、研修会などを開催し、現場への活用や現場従事者への浸透を促進する取組を進めています。



施工現場見学会



施工活用研修

#### これまでの取組例⑥

##### 技能労働者の育成に向けた取組（R2～）

県では、令和2年度から、技能労働者の育成を支援する取組を始めたところであり、その一環として、企業の管理職等を対象とした「建設業技能労働者育成セミナー」をオンライン開催しました。今後も技能労働者の確保・育成に焦点をあてた取組を関係団体と携しながら進めていきます。



## 施策Ⅲ 地域の守り手としての体制確保

- ・自然災害からの復旧や冬期間の除排雪に迅速かつ的確に対応するためには、県内にバランスよく対応企業が存在する必要がありますが、休日や夜間を問わない作業は個々の建設企業の負担にもなっています。
- ・建設企業が地域の守り手としての必要な技術力や人財等を有し、災害などに対応できる体制を確保していくために、関係者と一体となって取組を進めていく必要があります。

### 1 自然災害への対応

#### ① 自然災害への対応

- ・県土整備部防災訓練等の開催により、関係者と一体となって災害時の対応強化に向けた取組を進めます。

#### ② 県発注工事、入札契約制度の活用

- ・建設工事の競争入札参加資格審査や総合評価落札方式において災害対応を評価します。

### 2 維持管理への対応

#### ① 維持管理への対応

- ・維持管理技術向上を目的とした技術研修等を開催します。

#### ② 県発注工事、入札契約制度の活用

- ・入札参加資格審査や総合評価落札方式で除雪業務や維持管理工事等の実績を評価します。

#### これまでの取組例⑦

##### 自然災害への対応強化に向けた取組

防災対策の整備を図るため、関係者と一体となって災害時の初動体制及び情報伝達等の訓練を実施しています。



H29 県土整備部防災訓練



R1 情報伝達方法説明会

## 施策Ⅳ 健全な受注環境と安定的経営の実現

- ・多くの建設企業の経営は公共事業費に大きく影響されることから、健全で公正な受注環境と、元請から下請までが適正な利潤を確保できる環境の整備に取り組みます。
- ・また、技術力の強化や経営多角化など、新規市場を開拓し、従来からの受注のみに大きく頼らない経営体質への改善に取り組む意欲のある企業に対して、適時・適切な支援を継続していきます。

### 1 適正な利潤確保

#### ① 低入札対策の推進

- ・ダンピング受注により発生する問題（品質低下、下請へのしわ寄せ等）を防止し、適正な収益性を確保するため、最低制限価格や低入札価格調査基準価格等の適切な見直しなど、低入札対策をさらに推し進めます。

#### ② 適正な予定価格設定と設計変更

- ・適正な利潤を確保することができるよう、労務費や建設資材などの設計単価を適時・適切に改訂し、適正な予定価格を設定するとともに、適切な設計変更を実施します。

### 2 産業構造の健全化

#### ① 元下関係の適正化

- ・元下間の適正な契約・支払、法定福利費内訳を明示した見積書の提出など、元下関係の適正化を促進します。
- ・重層下請構造を改善するための調査・取組を進めます。

#### ② 関係法令の厳格な運用

- ・建設業法第31条の規定に基づく立入検査など、建設産業の健全化のため関係法令の厳格な運用に努めます。

### 3 経営の安定化

#### ① 相談窓口・情報提供の充実

- ・建設産業のニーズに沿った課題について、専門家を活用した相談会やセミナー等を開催するなど、経営基盤強化に取り組む意欲のある企業を支援します。

#### ② 技術力強化・新分野進出

- ・各種の助成制度を活用するほか、入札参加資格審査での評価を継続するなど、本業の技術力強化や新分野進出に取り組む意欲のある企業を支援します。

#### これまでの取組例⑧

##### 本県の建設企業の新分野進出支援（H16～）

- ・平成 16 年以降、これまで県内の建設企業延べ 154 社が新分野へ進出しています。
- ・進出先の上位 3 分野は、農業、製造業、サービス業となっています。
- ・県では、ワンストップの相談口を設け、各種助成制度や技術提携先の紹介、開発した製品等の需要掘り起こしまで、一貫して支援することとしています。

## (参考資料) 青森県建設産業ビジョン検討会議

### (1) 青森県建設産業ビジョン検討会議規約

(名称)

第1条 本会は、青森県建設産業ビジョン検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、県内建設産業を取り巻く環境変化及び本県の建設産業が抱える課題等を分析し、社会資本整備や雇用創出など、多方面で地域社会に貢献する建設企業の持続的な維持・発展を図ることを目的とする。

(検討会議の構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(検討会議の組織)

第4条 検討会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

2 会長は青森県県土整備部監理課長を、副会長は青森県県土整備部整備企画課長をもって充てる。

3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

2 構成員は、あらかじめ指定した者を代理として会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、青森県県土整備部監理課内に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年9月4日より施行する。

別表（第3条関係）

青森労働局労働基準部長

一般社団法人青森県建設業協会長

一般社団法人青森県中小建設業協会長  
東日本建設業保証株式会社青森支店長  
青森県農林水産部農林水産政策課長  
青森県農林水産部林政課長  
青森県農林水産部農村整備課長  
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課長  
青森県県土整備部監理課長  
青森県県土整備部整備企画課長  
青森県県土整備部建築住宅課長

## (2) 開催経過

- 第1回 令和元年10月 9日
- 第2回 令和2年12月23日（書面開催）
- 第3回 令和3年 1月26日





## あおもり建設産業振興指針 2021

～地域と人財の守り手としての使命感を持ち、変革し続ける建設産業～

令和3年 月

青 森 県

〒030-8570

青森市長島一丁目1番1号 県庁北棟3階

(県土整備部 監理課 建設業振興グループ)

電話番号 017-734-9706

F A X 017-734-8178

E - m a i l kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp



青森県県土整備部公式フェイスブック

<https://m.facebook.com/aomori.kendo/>



あおもり女性建設技術者ネットワーク会議

<https://aomorikensetuko.com/>